# 税務署から「帳簿データの提出依頼」の連絡がきた！

それって…

# 税務調査です

税務署は、納税者に電話などで帳簿等のデータ提出を依頼する動きを強めています。

これは税務調査の一環です。依頼の連絡がきたら、すぐに応じないで、急いで民商に相談してください。




## 依頼に応じる前に 民商へ

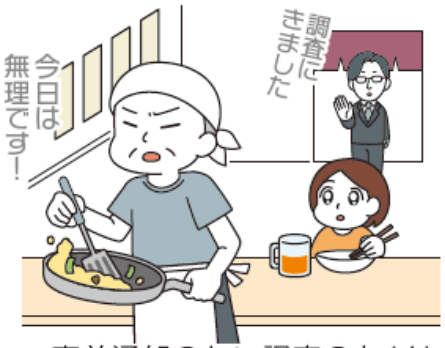
### 調査の時は事前通知を励行させよう




事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること（国税通則法74条9、憲法13条・31条）。「調査理由を開示すること」（第72回国会で請願採択・1974年6月3日）

### 全商連が発行する「自主計算パンフレット」より

### 調査日時の変更は可能




事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます（国税通則法74条9。憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針）

相談は
お近くの
民商へ